

認知症訪問支援サービス提供事業所の登録申請等について

1. 事業所登録

登録申請にあたっては、「認知症訪問支援サービスの施行に関する要綱」及び「認知症訪問支援サービスの提供に関する要綱」についても必ずご確認ください。

登録申請の時期は、サービス提供開始月の前月10日までを原則とします。

(1) 登録に必要な書類

- ① 認知症訪問支援サービス提供事業所登録申請書(様式第4号)
- ② 認知症訪問支援サービスの受領委任払いに係る(新規・変更)申出書(様式第5号)
- ③ 認知症訪問支援サービスに係る運営規程

※ 訪問介護事業所として、船橋市介護保険利用者負担助成制度に係る代理受領の申出を行っている場合は、「船橋市介護保険利用者負担助成費支給に係る支払い方法等の変更届出書」により、認知症訪問支援サービスについても追加の届出が必要となりますので、ご連絡ください。

(2) 事業所登録申請書(様式第4号)について

登録申請書の申請者は、事業者(法人)となります。代表者の欄は当該法人の代表者名を記載してください。

(3) 受領委任払いに係る(新規・変更)申出書(様式第5号)について

サービス費の支給申請事務及びサービス費の振込先の口座名義が、事業者・事業所のどちらとなるか記載してください。なお、口座名義が事業所の場合は、委任状の記載が必要となります。

(4) 運営規程について

運営規程には、以下の事項について定め、各事業所においても保管してください。

- ①事業の目的及び運営方針 ②従業員の職種、員数及び職務の内容
- ③営業日及び営業時間 ④認知症訪問支援サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- ⑤通常の事業の実施地域 ⑥緊急時等における対応方法
- ⑦虐待の防止のための措置に関する事項 ⑧その他運営に関する重要事項

運営規程は、各事業所単位で作成していただくものですが、参考例をご確認の上、支障がなければ、当該参考例に以下の項目を記入したもので構いません。

- 表題「認知症訪問支援サービス運営規程」の上段に**事業所名称**
- 第1条「(以下「事業所」という。)」の前に**事業所名称**
- 第9条第4項「運営に関する重要事項は」の後に**事業者(法人)名称**
- 附則の施行**年月日**(サービス提供開始日)

2. 認知症訪問支援サービス費の支給申請について

認知症訪問支援サービス費の支給申請は、国保連ではなく、船橋市介護保険課に直接提出していただきます。国保連請求同様、毎月10日を締め日とし、当該10日の属する月を審査月とします。

(1) 支給申請に必要な書類

- ① 認知症訪問支援サービス費受領委任払い支給申請書（様式第1号）
- ② 認知症訪問支援サービス費明細書（様式第2号）

(2) 支給申請に係る留意事項

支給申請書及び明細書は、利用者毎ではなく、事業所毎に当該審査月につき1枚となります。各利用者のサービス提供月単位で記載してください。

なお、利用者が、船橋市介護保険利用者負担助成制度の認定者である場合、認知症訪問支援サービス費の支給申請については、当該助成費を勘案せずに申請してください。（当該助成費の代理受領分については、認知症訪問支援サービス費の支給後に船橋市において算定します。）

3. その他

※ ご加入の損害賠償保険が認知症訪問支援サービス提供時にも対応するか等について、各事業者において事前にご確認いただき、必要な体制を整えてください。

※ 認知症訪問支援サービスに係る各種様式等は、船橋市ホームページに掲載しています。

船橋市ホームページ → 「健康・福祉・衛生」 → 「介護保険・介護予防」 → 「認知症」 → 「認知症訪問支援サービスについて」

問い合わせ

船橋市介護保険課 給付係

TEL 047-436-2304

FAX 047-436-3307